志摩市買い物利便性向上事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条　この要綱は、身近な商店の減少や高齢化等により、日常生活に必要な食料品、日用品等の買い物が困難な状況に置かれた市民(以下「買い物弱者」という。)を主な対象として、その買い物の利便性向上につながる事業を実施する事業者等を支援することにより、買い物弱者の買い物機会の確保及び市内の消費拡大を図るため、予算の範囲内において、当該事業の実施に係る経費の一部を補助する志摩市買い物利便性向上事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　個人事業者　第8条の規定による補助金の交付の申請の時点(以下「交付申請時点」という。）において、市内に住所を有し、かつ、現に営利事業を営んでいる又は営む予定の個人をいう。

(2)　法人等　交付申請時点において、市内に事務所又は事業所を有する次のいずれかに該当する者をいう。

ア　現に営利事業を営んでいる又は営む予定の法人

イ　集落単位で活動を行う団体(以下「地域運営組織」という。)又は複数の地域運営組織で構成される団体

ウ　中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合

エ　商工会法(昭和35年法律第89号)に規定する商工会

オ　特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

カ　その他市長が適当と認める者

　(3)　事業者等　個人事業者及び法人等をいう。

　(4)　日用生活物資　日常生活に必要な日用雑貨品、加工食品及び生鮮3品(農産物、畜産物及び水産物をいう。)の5品目をいう。

　(5)　買い物困難地域　買い物弱者が多く居住する地域をいう。ただし、おおむね徒歩15分圏内に日用生活物資のうち3品目以上取り扱う店舗等がある地域を除く。

(6)　着手　補助金の交付を受けようとする経費に係る契約又は発注等を行うことをいう。

(補助対象事業)

第3条　補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。）は、事業者等が買い物の利便性の向上を図るために、新たに又は従来の事業から拡大して実施する事業であって、別表第1に該当するものとする。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除くものとする。

(1)　法令に違反する事業

(2)　第8条の規定による補助金の交付の申請の日前から実施している事業。ただし、当該事業の内容の拡充を図る事業及び他の事業者等から事業を承継した事業を除く。

(3)　国、県、市又はその他団体等から第6条に規定する補助対象経費のうち、重複する費目として、これらから補助金を受けていない事業

　(補助対象者)

第4条　補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1)　前条に規定する補助対象事業を実施する事業者等

(2)　補助対象事業の実施に必要な許可、認可、免許等(以下「許認可等」という。)を受けている者。ただし、許認可等が必要な補助対象事業を実施する場合に限る。

(3)　補助対象事業を3箇年以上継続して実施する者

(4)　市税を滞納していない者

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

(1)　風俗営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業をいう。)を行う者

(2)　宗教活動又は政治活動を目的とする事業を営む者

(3)　志摩市暴力団排除条例(平成23年志摩市条例第3号)第2条　第4号に規定する暴力団員又は同条例第8条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(4)　前3号に掲げるもののほか、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある等の理由により補助金を交付することが不適当と認められる者

(補助金の交付)

第5条　市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内において次の各号のいずれかの補助金を交付するものとする。

　(1)　開業費等補助金　新たに補助対象事業を実施するために、当該事業を開始した日の属する年度に要する経費に対して補助するもの

　(2)　運営費補助金　開業費等補助金の交付を受けた事業者等が、補助対象事業を運営維持していくために、当該事業を開始した日の属する年度の翌年度及び翌々年度に要する経費に対して補助するもの

2　前項に規定する開業費等補助金の交付は、同一の補助対象者につき1回限りとする。

(補助対象経費等)

第6条　補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表第2に掲げる補助金の種別及び補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表に掲げるものとする。

2　前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3　開業費等補助金の対象経費のうち、事業承継された補助対象事業で当該事業の内容の拡充を図らない場合は、共通経費のみを補助対象経費とする。

(採用者の決定)

第7条　補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、志摩市買い物利便性向上事業補助金エントリーシート(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　許認可等を証明する書類の写し。ただし、許認可等が必要な補助対象事業を実施する場合に限る。

(2)　その他市長が必要と認める書類

2　市長は、前項の規定によるエントリーシートの提出を受けたときは、その適否を決定し、その結果を志摩市買い物利便性向上事業補助金採用(不採用)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知しなければならない。

(交付申請)

第8条　前条の規定により採用され、補助金の交付を受けようとする申請者(以下「採用者」という。)は、補助金の種類ごとに志摩市買い物利便性向上事業補助金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書(様式第4号)

(2)　収支予算書(様式第5号)

(3)　個人にあっては住民票の写し、法人等にあっては登記事項全部証明書の写し等の組織状況が確認できる書類

(4)　市外に主たる事務所を有する法人等にあっては市内に事務所又は事業所があることを確認できる書類

(5)　市税に滞納がないことの証明書

(6)　その他市長が必要と認める書類

(交付又は不交付の決定)

第9条　市長は、前条の規定による申請書等の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の決定又は不交付の決定をし、志摩市買い物利便性向上事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第6号)により当該採用者に通知するものとする。

(交付決定前の着手)

第10条　採用者は、あらかじめ志摩市買い物利便性向上事業補助金事前着手届(様式第7号)を市長に提出し、かつ、補助金の交付の決定を受けた金額が交付申請額に達しない場合又は補助金の交付の決定が受けられない場合においても異議を述べないことに同意したときに限り、補助金の交付の決定前に着手することができる。

(変更に係る条件等)

第11条　補助金の交付の決定を受けた採用者(以下「交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、志摩市買い物利便性向上事業補助金変更(中止・廃止)交付申請書(様式第8号)に変更内容を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

　(1)　補助対象事業に要する経費の配分の変更又は補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

(2)　補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2　市長は、前項に規定する変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定した内容を変更するか否かを決定し、志摩市買い物利便性向上事業補助金変更交付(不交付)決定通知書(様式第9号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条　交付決定者は、補助対象事業が完了をしたときは市長が別に定める日までに補助金の種類ごとに志摩市買い物利便性向上事業補助金実績報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　事業活動報告書(様式第11号)

(2)　収支決算書(様式第12号)

(3)　支払を証明するものの写し(領収証、受領証等)

(4)　活動を確認できるもの(活動時の写真、周知チラシ等)

(5)　その他市長が必要と認める書類

(額の確定及び支払)

第13条　市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を精査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、志摩市買い物利便性向上事業補助金交付確定通知書(様式第13号)により当該交付決定者に通知するものとする。

2　市長は、前項の規定により交付が確定した交付決定者から補助金の請求があったときは、確定した補助金の額を交付決定者に支払うものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、補助金を概算払により交付することができる。

(状況報告)

第14条　交付決定者は、補助対象事業を開始した日の属する年度から3箇年度までの間は、各年度につき1回、買い物利便性向上事業実施状況報告書(様式第14号)に、次に掲げる書類を添えて、当該補助対象事業の実施状況を市長へ報告しなければならない。

(1)　経営状況を証明する書類(収支決算書等)

(2)　補助対象事業実施に係る従業員が存在する場合は、雇用実績を証明する書類

(3)　その他市長が必要と認める書類

2　第9条の規定による交付の決定を受けた年度に限り、第12条の規定による実績報告をもって、前項の規定による状況報告に代えることができるものとする。

(交付決定の取消し)

第15条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(1)　補助対象事業を開始した日の属する月から起算して3箇年を経過する前に、当該補助金を活用した事業を廃止したとき。

(2)　この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。

(3)　偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(4)　補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

2　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、志摩市買い物利便性向上事業補助金交付決定取消通知書(様式第15号)により、当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分が既に交付されているときは、志摩市買い物利便性向上事業補助金返還命令書(様式第16号)により、期限を定めてその金額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第17条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

　(施行期日)

1　この告示は、公表の日から施行する。

　(失効)

2　この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条の規定については、令和9年3月31日までの間、なおその効力を有する。

附　則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 事業定義 | 補助対象要件 |
| 商店設置事業 | 商店を開業し、日用生活物資を販売する事業をいう。 | ①買い物困難地域で実施すること。  ②日用生活物資のうち3品目以上の商品を取り扱うこと。  ※複数店舗を開業する場合は、1店舗のみ補助対象とする。 |
| 出張販売事業 | 地域の集会所等を会場として出張店舗を設置し、日用生活物資を販売する事業をいう。 | ①買い物困難地域で定期的(月1回以上）に実施すること。  ②日用生活物資のうち3品目以上の商品を取り扱うこと。 |
| 買い物送迎事業 | 市内の商店や商業施設等に自動車等で送迎する事業をいう。 | ①買い物困難地域を対象に、定期的(週1回以上）に実施すること。  ②道路運送法(昭和26年法律第183号）上の許可の必要性の有無について、運輸局に確認を行っていること。 |
| 宅配事業 | 市内の商店や商業施設等で買い物をした商品や販売している商品を自宅等の指定の場所まで配達する事業をいう。 | ①買い物困難地域を対象に実施すること。  ②日用生活物資のうち3品目以上の商品を取り扱うこと。 |
| その他買い物の利便性向上に資する事業 | この表に掲げる補助対象事業以外で、市長が買い物利便性の向上につながるものであると認める事業をいう。 | 買い物困難地域を対象に実施すること。 |

別表第2(第6条関係)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助金の種別 | 補助対象事業の区分 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
| 開業費等補助金  (事業初年度) | 商店設置事業 | ・店舗改修費  ・店舗賃借料 | 補助対象経費の2分の1以内の額(上限200万円)とする。ただし、事業拡大による補助対象事業の場合は、上限100万円とする。 |
| 出張販売事業 | ・店舗賃借料 |
| 買い物送迎  事業 | ・車両リース費  ・車両改造費 |
| 宅配事業 | ・車両リース費  ・車両改造費 |
| 共通 | ・電子システム開発費  ・ソフトウエア導入費  ・広報宣伝費  ・印刷製本費  ・備品購入費(パソコン、タブレット、携帯等の汎用性の高い備品は除く。)  ・燃料費、光熱水費（1箇月につき、燃料費及び光熱水費の合計額上限2万円とする。）  ・人件費(補助対象事業実施のために新たに雇用した従業員の事業従事における賃金とし、全体対象経費の30%以内とする。)  ・その他事業の実施に必要な経費として認められるもの  ※消耗品費及び既に  使用している商品  の老朽化による買  替は除く。 |
|  |
| 運営費補助金  (事業2年目及び3年目) | 共通 | 運営維持に係る経費(燃料費、光熱水費(住居兼店舗の場合は、双方の明細を分けることができる場合に限る)、店舗賃借料等) | 補助対象経費の全額(1箇月につき上限1万円、最長12箇月）とする。 |
| 共通 | 新規顧客の獲得に係る経費  (広報宣伝費、印刷製本費等) | 補助対象経費の全額(上限8万円)とする。 |